西日	地域			一	細)		
項目 適用額	新田		大声において 畑	の冬号に掲げる行为お行	。 6 考に適田する		
適用範囲		特別の定めがある場合を除き、本市において、次の各号に掲げる行為を行う者に適用する。 1.建築物の建築					
		1. 建築物の建築 2. 建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更					
		3. 宅地造成等規制法の1部を改正する法律(令和4年法律第55号)の規定による改正前の宅地造成規制法(昭和36年法律 第191号)に規定する宅地造成					
		地域区分	1戸当たり	平均宅地面積	1戸当たり	住居専有面積	
			戸建住宅	長屋住宅	共同住宅	単身者共同住宅	
		第一種低層住居専用地域	1 5 0 m²	$1 \ 3 \ 0 \ \text{m}^2$	50㎡以上	$1.8 \sim 4.0 \text{ m}^2$	
		第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域					
		第一種中同層任居等用地域 第二種中高層住居専用地域	1 0 0 m²	$9 \ 0 \ m^2$	50㎡以上	$1.8 \sim 4.0 \text{ m}^2$	
		その他の地域	8 0 m²	7 0 m²	50 m²以上	$1.8 \sim 4.0 \text{ m}^2$	
協議	<u></u> ・協定	事業に着手する前(都市計画)	法 建築基準法 農地	地法 その他法令に定めら	上 れた許認可手続きを行 ^り	 う前) に 各事業の事前協	
NACHITY NAC		議申請書を市長に提出し協議すること。					
公共・公益施		1.必要となる事業区域内の道路、広場、緑地、公園、上水道、下水道、河川、水路、排水施設、消防水利施設、交通安全施					
設の負担		2. 過安となる事業と域内の追唱、出場、「本国、工水道、「水道、竹川、水路、炉水池散、竹め水村池散、文通安主池 設、街路燈等を自己負担で整備すること。					
		ただし、市が整備すると決定したものについては当該設備に必要な費用を負担しなければならない。					
		2.事業に伴い必要となる小学校、中学校、認定こども園、幼稚園、保育所、児童館、公民館、公会堂、集会所、水利以外の					
		消防施設、清掃施設、広報施設その他住民の定住に必要な施設のうち、市長が指示するものは、その用地を市に譲渡し、又					
		は貸与し、自己負担で整備すること。					
	道 路	都市計画道路及び市計画道路が存在する場合には、その計画に適合させること。また、既設道路に接してその事業を行う場合には、当該施設管理者と協議し、その指示に従うこと。八幡市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定め					
共		合には、当該施設管理者と協議 る条例、八幡市市道の構造の基					
公		る条例、八幡川川垣の構垣の差	5年で 足の 3 未例に足	《グ の の / グ / / (は // ¹ 、) 担 始 / 博 /	旦卫、建築基毕伍寺関係	佐下及U'旭1] 基単に基づ	
I ., -	 公	1.事業区域内に都市計画公園等がある場合には、その計画に適合させること。					
施施		国 1. 事業区域内に都用計画公園等がめる場合には、その計画に過合させること。 2. 公園の面積は、開発区域面積の3%以上の面積を確保し、遊具、植栽等については市長と協議のうえ、自ら、				うえ、自らこれを整備す	
設		ること。				, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
		3.面積が90㎡に満たないと	きは、公園面積を地価	西に換算した額を、公園整	備協力金として、市に網	n付すること。この場合	
		の地価への換算は、事業地近傍の地価公示価格を参考にして市長が定める額とする。					
		1. 市の水道施設計画がある場合には、その計画に基づき整備すること。市長が別に定める施行基準に基づき設計及び施行を 行うこと。整備にあたっては、市長と協議しその指示に従うこと。					
j	道	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		•	ウナとは土の利益など	7.担人には、2.の利毒に	
		2. 排水施設の整備については 適合させること。	、刊川、下水坦、郁川	7下水路寺についての国、	付まだは中の計画がある	の場合には、ての計画に	
		3.既設排水施設に接続させる。	必要がある場合には、	当該施設管理者と協議し	、その指示に従うこと。		
		4. 施行基準に定めるもののほ					
消防施設		1. 市の消防水利計画がある場合は、市の計画に基づき整備すること。					
		2. 事業者は事前に消防長と協	議し、その指示に従う	うこと。			
		3. 施行基準に定めるもののほ	か、消防法その他関係	※法令に基づき整備するこ	と。		
孝	教育施設						
	し尿処理	1. 事業施行区域が公共下水道	の処理区域、事業決定	ビ区域、計画決定区域にあ	る場合は、市の計画に基	長づき汚水管渠を整備する	
	施設	こと。	ナスァ しぶ ボモフ 坦 ^	いたことのサボナナナンサ	ウナス 八字の かて にゅう	21.7河川 地士工人のか?~	
		2. 浄化槽によりし尿等を処理 直接放流させることが可能な		かけ、ての放流水を印か指	正する公告のわて礼のな	よい例川、郁田下水路寺に	
		3. し尿水洗方式または終末処		合には、事前に施設管理者	をさだめ、施設管理の力	方式について市長と協議	
		すること。		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
		4.収集方式で処理する場合は	、便槽は、雨水、地下	下水等の浸透、浸水のない	構造とし、収集が容易な	な場所に設置すること。	
公害対策		1. あらかじめ近隣市民、関係機関等と調整し、事業の実施にあたって紛争が生じないようにする。					
		(1) 日照					
		(2) 電波障害					
		(3)騒音・振動・交通安全対策					
		(4) その他近隣に迷惑を及ぼす事となる事項 2.近隣市民と紛争が生じたときは、事業者は責任をもって解決にあたること。					
		2.近瞬市氏と紛争が生したとさは、事業者は貢任をもって解決にあたること。 3.工場・事業所を設置する場合は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭その他公害防止に関して、市長と協議					
		のうえ持続可能な環境の創造			·····································		
文化財の保護		1. 事業計画区域内並びに隣接地に文化財の有無について、事前に十分に調査し、文化財がある場合は、市教育委員会と協議					
		しその指示に従うこと。					
Ī							

地域						
項目	八 幡 市 (開発指導要綱)					
	2. 埋蔵文化財等を発見した場合は、直ちに工事を中止し、速やかに市教育委員会に届け出て、その指示に従うこと。					
	3. 事業者は、事業に伴う埋蔵文化財の調査、保全等に要する費用を負担しなければならない。					
その他の措置	1. 共同住宅を建設する場合においては、敷地内に計画戸数の少なくとも8割に相当する数の台数が駐車できる自動車駐車場					
	及び1戸当たり2台以上の自転車置場を確保すること。					
	2. やむをえない事由により駐車場を確保できない場合は、少なくとも基本台数の7割に相当する台数分を当該敷地内に、残る					
	台数分を開発区域周辺に確保すること。					
	3. 住宅以外の建築物を建設する場合は、当該業務施設の業態、規模等に応じて適正な規模の駐車場及び自転車置場を設置す					
	ること。					
	4.集会所設置規定あり。					
	5. 串刺し駐車の台数は原則2台までとする。全面道路に歩道がある場合及びやむを得ず3台以上の串刺し駐車を計画する場					
	合は、駐車ますを道路境界線から1.0m以上後退させるとともに道路管理者と協議すること。					
施行改正年月	昭和54年 4月 1日施行 昭和55年10月25日改正 昭和56年10月19日改正 昭和57年 4月 6日改正 昭和61年 5月22日改正					
日	平成 5年 4月20日改正 平成 8年10月 4日改正 平成11年 4月 1日改正 平成15年 5月 1日改正 平成22年 3月30日改正					
	平成27年 4月 1日改正 令和 5年 5月26日改正 令和 5年 8月 1日改正					